

議案第13号

多可町職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の制定について

多可町職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議決を求める。

令和3年3月2日提出

多可町長 吉 田 一 四

多可町職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

条例第 号

多可町職員特殊勤務手当支給条例（平成17年多可町条例第49号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第2条に規定する期間に、新型コロナウイルス感染症（同令第1条に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下この項及び次項において同じ。）の患者を受け入れる診療所又は宿泊施設その他これらに準じる場所として町長が指定する場所において、新型コロナウイルス感染症から住民の生命及び健康を保護するために緊急に行われる措置に関わる作業であって町長が指定するもの」を「次に掲げる作業」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 職員が町長の定める期間に、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下この項及び次項において同じ。）の患者を受け入れる診療所又は宿泊施設その他これらに準じる場所として町長が指定する場所において、新型コロナウイルス感染症から住民の生命及び健康を保護するために緊急に行われる措置に関わる作業であって町長が指定するもの
- (2) 新型コロナウイルス感染症から住民の生命及び健康を保護するために行われた措置に関わる作業（前号に掲げるものを除く。）のうち新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者に接して行う作業又はこれに準ずる作業であって町長が指定するもの

附則第5項中「3,000円（新型コロナウイルス感染症の患者若しくは新型コロナウイルス感染症の疑いのある患者の身体に接触して行う作業又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他これらに準じる作業として町長が指定する作業に従事した場合においては、4,000円）」を「次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 前項第1号の作業 3,000円（新型コロナウイルス感染症の患者若しくは新型コロナウイルス感染症の疑いのある患者の身体に接触して行う作業又はこれらの者

に長時間にわたり接して行う作業その他これらに準じる作業として町長が指定する作業に従事した場合においては、4,000円)

(2) 前項第2号の作業 1,000円 (新型コロナウイルス感染症の患者又はその疑いのある者の身体に接触して行う作業に長時間にわたり従事した場合においては、1,500円)

(3) 同一の日において、附則第4項第1号の作業に従事した場合には、同項第2号の作業に係る手当は支給しない。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 改正後の多可町職員特殊勤務手当支給条例 (附則第4項第1号中「新型コロナウイルス感染症 (病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス (令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。) であるものに限る。以下この項及び次項において同じ。)」を除く。)の規定は、令和2年4月3日から適用する。

多可町職員特殊勤務手当支給条例の新旧対照表

現 行	改 正
<p>附 則</p> <p>1～3 (略)</p> <p>(新型コロナウイルス感染症に対処するための感染症等防疫作業手当の特例)</p> <p>4 職員が、<u>新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第2条に規定する期間に、新型コロナウイルス感染症（同令第1条に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下この項及び次項において同じ。）の患者を受け入れる診療所又は宿泊施設その他これらに準じる場所として町長が指定する場所において、新型コロナウイルス感染症から住民の生命及び健康を保護するために緊急に行われる措置に関わる作業であって町長が指定するものに従事したときは、感染症等防疫作業手当を支給する。この場合において、第3条の規定は適用しない。</u></p> <p>5 前項に規定する作業に従事した場合における感染症等防疫作業手当の額は、当該作業に従事した日1日につき、<u>3,000円（新型コロナウイルス感染症の患者若しくは新型コロナウイルス感染症の疑いのある患者の身体に接触して行う作業又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他これらに準じる作業として町長が指定する作業に従事した場合においては、4,000円）</u>とする。</p>	<p>附 則</p> <p>1～3 (略)</p> <p>(新型コロナウイルス感染症に対処するための感染症等防疫作業手当の特例)</p> <p>4 職員が、<u>次に掲げる作業に従事したときは、感染症等防疫作業手当を支給する。この場合において、第3条の規定は適用しない。</u></p> <p>(1) <u>職員が町長の定める期間に、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下この項及び次項において同じ。）の患者を受け入れる診療所又は宿泊施設その他これらに準じる場所として町長が指定する場所において、新型コロナウイルス感染症から住民の生命及び健康を保護するために緊急に行われる措置に関わる作業であって町長が指定するもの</u></p> <p>(2) <u>新型コロナウイルス感染症から住民の生命及び健康を保護するために行われた措置に関わる作業（前号に掲げるものを除く。）のうち新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者に接して行う作業又はこれに準ずる作業であって町長が指定するもの</u></p> <p>5 前項に規定する作業に従事した場合における感染症等防疫作業手当の額は、当該作業に従事した日1日につき、<u>次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) <u>前項第1号の作業 3,000円（新型コロナウイルス感染症の患者若しくは新型コロナウイルス感染症の疑いのある患者の身体に接触して行う作業又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他これらに準じる作業として町長が指定する作業に従</u></p>

現 行	改 正
	<p>事した場合においては、4,000円)</p> <p>(2) <u>前項第2号の作業 1,000円 (新型コロナウイルス感染症の患者又はその疑いのある者の身体に接触して行う作業に長時間にわたり従事した場合においては、1,500円)</u></p> <p>(3) <u>同一の日において、附則第4項第1号の作業に従事した場合には、同項第2号の作業に係る手当は支給しない。</u></p>